

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

須坂市長 三木正夫

市町村名 (市町村コード)	須坂市 (20207)	
地域名 (地域内農業集落名)	日滝・坂田地区 (須坂(大字日滝、大字坂田))	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進み、農家人口が減少しており、後継者や担い手の確保が不足している状況である。また、高齢化による消毒作業や草刈りの負担が大きくなっている。  
管理者不明農地や狭小な農地が多く、農地の集約化ができておらず、効率的な営農が困難である。また、遊休農地が拡大しており、病害虫の発生や鳥による農作物への被害が出ている。  
規模拡大を希望する者もいるが、繁忙期の労働力確保が困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き果樹を中心に栽培を行っていくが、法人を設立し、大規模法人経営への移行を検討していく。また、防除作業については共同防除を検討していく。  
農地の集約化を進めつつ、基盤整備等を行い作業の効率化を図り、新たな担い手を積極的に受け入れていく。  
繁忙期の人手不足解消のために企業連携による農業労働力の確保を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	309.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	309.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、現在の耕作者が規模縮小や離農を検討する際、近隣の担い手や新規就農者への集積を推進若しくは市の農地バンクへの登録を推進するものとする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
新規就農者や新たな担い手に対して、農地中間管理機構の活用を推進していき、集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備可能な農地について区画整理の実施や農道、用排水路及びかん水施設の整備など総合的な基盤整備事業について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域農業の担い手となる地域外からの新規就農者や定年帰農者の確保を目指し、須坂市及びJA等と連携し、農業体験や相談体制、情報収集と発信に努め、新たな担い手が早期に安定経営できるよう切れ目なく支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託に関する取組については、今後地域において検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の被害を軽減するため、須坂市やJAと連携し、有害鳥獣が住み着く農地等の情報共有や必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うなど、農作物や人的被害発生の防止に取り組む。
- ③自動草刈機等の導入を検討する。